

1 サービス内容について

R7.3.11

| | 質問 | 回答 |
|-----|---|--|
| (1) | サービスは土日及び休日の場合がありますか。また、時間帯はどのようになりますか | 原則、支援を行う日は、平日の午前7時から午後7時までです。 |
| (2) | 介護保険法等のサービスを受けている世帯で、本事業のサービスを受ける場合がありますか | 他の公的なサービスが整っていない、または、整うまでの家庭が対象ですが、サービスの種類が異なる場合は、足りない部分を補うことも想定されているため、家族が介護保険法等のサービスを受けている世帯もあります。その場合は、本事業と重複したものにならないよう注意してください。 |
| (3) | 事前訪問費3000円とありますが、具体的には何をしますか | 派遣が決定したら、どのようなサービスを提供するか利用計画書を作成するために対象家庭を訪問し面談します。 |
| (4) | 訪問支援活動中の職員の事故等についてはどうなりますか | 委託事業者が責任を持って対応してください。委託事業者は、委託契約にあたり傷害保険・賠償責任保険等加入の証券の写しの提出が必要です。 なお、速やかに、事業責任者から市に対して口頭及び書面で報告することとなっています。 |
| (5) | 訪問家庭の状況に変化があった場合の連絡方法は | 養育環境に変化があり、月毎の報告を待たずに報告すべき事項がある時は、随時、こども家庭センター家庭支援担当（電話621-5122）に連絡ください。 |

| | | |
|------|---|---|
| (6) | 活動中に利用者に不慮の事故等が起こったときの報告体制はどうなりますか | 事故の報告については、速やかに事業責任者から市に対して報告することとなっています。（「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和6年3月22日付け成安第36号・5教参学第39号通知）を参照） 委託事業者に過失がある場合は、委託事業者が責任を持って対応してください。保障については、委託事業者の加入する傷害保険・賠償責任保険等に対応をお願いします。 |
| (7) | 保育所送迎等の送迎サービスがありますが、他のサービス利用者と同乗して実施してもいいですか | 原則は、他の制度のサービスとは区別してください。特別な事情があれば、ご相談ください。 |
| (8) | 送迎先は制限がありますか | 子どもを保育所等に送迎するサービスです。利用計画策定時に定めた送迎先となります。 |
| (9) | 送迎は子どもだけですかそれとも親も同乗でしょうか | 子どもを保育所等に送迎するサービスですが、保護者同伴が基本となります。 |
| (10) | 職員研修ですが、派遣者全員が受ける必要がありますか | 基本は、派遣者全員が受けていただくこととなりますが、代表者が受講していただき、事業者内研修を実施して替えることもできます。その場合は、研修実施報告を提出してください。 |
| (11) | 支援計画に沿ってサービスを提供することとなると思いますが、事業者の急な都合で派遣ができない場合の対応はどうすればいいですか | 利用者に連絡をして調整をしてください。その際、利用計画の範囲で、振り替えてください。 |

| | | |
|------|--|---|
| (12) | サービス提供している中で、家庭について相談したいことが発生した場合の市の体制はどうなっていますか | こども家庭センター家庭支援担当とともに対象家庭を見守っていただくこととなりますので、どのようなことでも相談ください。 |
| (13) | 【内容報告書】について、事業所で作成している報告書をコピーしていれば、作成する必要ないでしょうか。報告書として、提出するのはこれだけでいいのでしょうか。 | 委託契約に基づく報告書はこちらで用意した様式を利用してください。それ以外で事業所内で活用するための報告書を作成する場合は、事業所で個々に作成してもかまいません。 |
| (14) | 計画書の作成について、介護や障害のサービスではサービス提供責任者が作成しなければいけませんが、本事業の計画書についても同様ですか。 | 計画書の作成は、サービス提供責任者でなくてもかまいませんが、事前訪問時に利用者と面談の中で支援目的や支援内容等の確認を行い、計画を立てていきますので、必要に応じて計画策定者や訪問支援員の出席をお願いします。 |
| (15) | 訪問支援活動中に起きた交通事故について、徳島市はどのような対応をしてくれますか。 | 委託事業者が責任を持って対応してください。また、事業責任者から市に対して、速やかに事故報告をしてください。 |
| (16) | 要望のある支援ができない場合に、他の事業所の訪問支援員と現地に行って支援することはありますか。 | 原則、1事業者が1家庭を支援するようになります。 |
| (17) | 訪問支援の活動時間はいつから算定すればいいですか。 | 原則、利用者の自宅に到着時点から支援活動の開始となります。 |
| (18) | 家事支援に「衣類等の補修」とありますが、利用者から訪問支援員が不得手なミシンでの補修を要望された場合、断っても問題ないですか。 | 原則、利用計画作成時に、利用者と提供できるサービスを打ち合わせし決定しますが、支援活動中、提供サービスのうち利用者から特定の手法（ミシンを使っての補修）を依頼された場合は、利用者によく話し合い断ってもかまいません。 |

2 資格について

| | 質問 | 回答 |
|-----|--|--|
| (1) | 介護事業所ですが、育児支援をすることができますか | 支援員の資格が「徳島市子育て世帯訪問支援事業委託実施要綱」第4条に当てはまれば可能です。 |
| (2) | 訪問支援員予定者を届け出ますが、それ以外の者がサービス提供をすることはできないのでしょうか | 原則できません。 随時、追加申請は受け付けています。 |
| (3) | 事業者の登録要件に、【訪問支援員の要件を満たす者を複数雇用していること】と記載してありますが、複数とは、何名でしょうか。 | 何名以上という取り決めは特にありません。訪問支援員の方が急用や急病で支援不可になった場合に、対応できる体制を整えてください。 |
| (4) | 訪問支援員の要件について【資格 保育士・介護福祉士・看護師】とありますが、資格を持っていないとダメなのでしょうか。 | 訪問支援員は、「徳島市子育て世帯訪問支援事業委託実施要綱」の第4条第1項にあるように、資格を有する者又は研修のいずれか1つを修了した者となっているほか、同条第2項及び第3項の要件も満たしている者としてします。 |
| (5) | 訪問支援員の要件について、子育て支援員研修を受講予定ですが、どのコースを選択しても問題ないでしょうか。 | どのコースを受講いただいても問題はありません。 |
| (6) | 訪問支援員登録において、訪問支援員研修修了証明書が旧姓の場合どうすればよいか。 | 原則、新姓での証明書の提出をお願いします。ただし、それが難しい場合は、旧姓の修了証明書に姓が変更になったことがわかる登録変更証明書あるいは、本人の戸籍抄本を添付して提出してください。この場合、訪問支援員予定者一覧の氏名は、新姓と旧姓の両方をご記入ください。 |

3 契約について

| | 質問 | 回答 |
|-----|--|---|
| (1) | 契約の更新はどうなりますか | 資格条件に変更がない場合は、年度末に更新の意向をお尋ねし、契約を更新する予定です。 |
| (2) | 月をまたぐサービスや年度をまたぐサービスについては、どのように報告、請求すればいいですか | 各月毎での報告となり、その実施分の請求となります。また、年度をまたぐ期間での決定はしません。 |
| (3) | 契約に印紙は必要ですか。また必要な場合いくらですか | 印紙は必要ありません。 |
| (4) | 登録申請について、提出期間がきびしいです。提出期間の延長は可能でしょうか。 | スケジュールとしては、書類の提出は8/16（金）を〆切とさせていただきます。それ以後の提出になる場合は、〆切までに当センターにご相談ください。 |
| (5) | 送迎サービスのための自動車の登録は必要でしょうか。 | 本事業に関しましては、有償の運送にはあたりませんので、登録は不要です。 本事業のような家事・育児援助の提供が中心となるサービスに附随する送迎については、通達（※）1.（4）【具体例③】において、「子供の預かりや家事・身辺援助の提供が中心となるサービスを提供するものであって、運送に対する固有の対価の負担を求めないものである場合は、当該送迎サービスの提供は有償の運送とは解さない」とされているとおり、許可又は登録を要しません。 ※道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について（令和2年3月31日付国自旅第328号自動車局旅客課長通達） |

4 経費について

| | 質問 | 回答 |
|-----|---|---|
| (1) | 一回あたりの委託料はいくらですか | 例えば、1回あたり2時間の家事支援サービスを提供した場合、9,360円の委託料となります。 内訳：派遣料（1時間につき3,000円×2＝6,000円）＋交通費相当（1,860円）＋事務費（1,500円）＝9,360円 |
| (2) | キャンセルされたときの経費はどうなりますか | 利用者が連絡なくキャンセルした場合は、交通費相当の1,860円を自己負担及び委託料として請求できます。 |
| (3) | 事務費が1回あたり1500円とありますが、1日に2回利用された場合はどうなるのか | 例えば、同日で午前8時から9時、午後4時から5時とサービスを提供した場合2回といたします。 |
| (4) | 交通費相当として1回あたり1860円とありますが、同日に再度サービスを入れた場合は、2回とみなしてよいですか | 4-(3)同様です。 |
| (5) | 同じ支援員が介護サービスを受けている世帯に行く場合、交通費相当は出ますか | 介護サービスと同時、または、引き続きサービスを提供することは認めてはなりません。そのため、交通費も重複することはないと考えています。 |
| (6) | 徳島県が募集している同じような事業がありますが、事務費・管理費が1カ月あたり47000円とあるが、市の場合は、派遣依頼がなければ事務費等の支払いはないのでしょうか | 徳島市の場合は、1回当たり事務費1500円としています。派遣依頼がない場合は、支払いはありません。 |

| | | |
|------|---|---|
| (7) | 利用者負担額の徴収とありますが、その都度受領する必要がありますか | 利用者負担の徴収方法については、利用者と話し合ってください。 |
| (8) | 利用者負担額が未納となった場合はどうなりますか | 利用者負担額の徴収は、受託事業者の責任を持って領収してください。 |
| (9) | 利用者負担額を受領は、現金のみですか、口座引き落としや電子決済を求められたらどうすればよいでしょうか | 受託事業者において、口座引き落としや電子決済に対応できる場合は、可能とします。ただし、振込手数料等を、利用者求めることはできません。 |
| (10) | 利用時間を延長した場合、どうしたらよいか | やむを得ない事情で延長した場合、派遣料は、月合計で超過分を30分単位の計算で加算できますが、できるだけ計画の時間数、回数の範囲内で調整してください。 |
| (11) | 今回の事業に参加することにあたり、損害保険の新規加入が必要になるかもしれない。保険会社にどのように説明したら良いか。何かこども家庭センターとして考えている事はありますか。 | 本事業は、本市が事業主体となる第二種社会福祉事業であり、事業者は受託者となり、そのサービスを提供することとなります。保険会社にご説明する際、確認したいこと等ありましたら、当センターまでお問い合わせください。 |

5 その他

| | 質問 | 回答 |
|-----|---|---|
| (1) | どれくらいの利用を見込んでいますか | 今年度、30世帯、720回を見込んでいます。 |
| (2) | 第二種社会福祉事業とは何ですか | 社会福祉法において、自分の力だけでは解決することが難しい生活上の問題に対して、社会的な支援を行うことを目的とした事業で「規制と助成を通じて公明かつ適正な実施の確保が図られなければならないもの」を社会福祉事業と呼びます。そのなかでも、第2種は通所または訪問によるサービスの提供が主な事業となっています。福祉事業であるため、消費税が非課税となります。 |
| (3) | 研修とはどのようなものですか | 研修時間は、半日程度のカリキュラムを考えています。内容は、事業の目的・業務内容の他に、個人情報取り扱い、児童虐待などの要支援家庭への対応方法、本市の子育てサービスの紹介、救命救急講習です。 |
| (4) | 【徳島市子育て世帯訪問支援事業】は今年度から開始したのでしょうか。 また、この事業はいつまで行う予定でしょうか。 | 本事業は今年度からです。事業者としての登録は、登録日の翌々年度までの登録になりますが、事業の実施決定は、1年度ごととなり、委託契約も1年度ごととなります。委託契約の更新については、よくある質問について 3-(1)をご参照ください。 |
| (5) | 【実施要綱】第13条(措置)(1)における対象者とは、どのようなものを想定していますか | 子育て世帯訪問支援事業の制度については理解できるが、申請が必要なことを理解できないといったような方を想定しています。国の説明会であったように、単に自己負担金を無しにすることを目的とした措置については、想定しておりません。 |